

労働者派遣事業の情報提供について

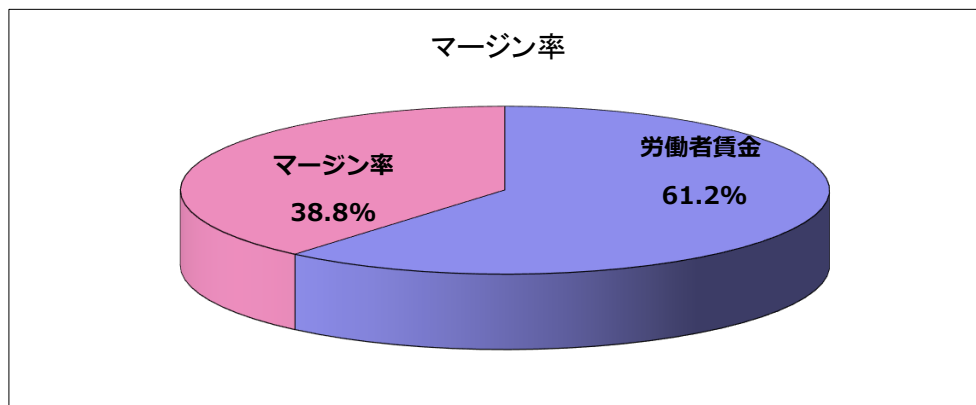
平成24年10月1日付け労働者派遣法改正に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

■第25期 株式会社トラスト精密 横浜事業所

派遣労働者の人数	47人	（令和7年8月31日時点）
派遣先の企業数	16社	（令和7年8月31日時点）
派遣料金の1人あたりの平均額	29,624 円	（1日8時間当たり）
派遣労働者の賃金の平均額	18,120 円	（1日8時間当たり）
マージン率	38.8%	



※マージン相当分には、法定福利費、法定外福利費、事業経費等が含まれております。

※第25期 令和6年9月1日～令和7年8月31日

■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 横浜事業所 TEL045-640-5491

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
派遣前訓練	新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
安全衛生教育	一般派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間
職能別訓練、マネジメント教育	2、3年目派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
マネジメント教育	5年目、10年目派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	4時間

■派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和6年3月31日 ）
- ・協定労働者の範囲
- ・無期雇用かつ住居移動を伴う転勤可能な派遣労働者